

大分大学医学部附属病院人事労務委員会細則

令和6年3月27日制定
令和6年医学部附属病院細則第1-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）に係る職員の人事及び労務について円滑かつ合理的な運営を期するために設置する、大分大学医学部附属病院人事労務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属病院に係る人員管理に関すること。
- (2) 附属病院に係る人員配置に関すること。
- (3) 附属病院に係る労務管理に関すること。
- (4) 附属病院に係る人事制度に関すること。
- (5) 附属病院に係る働き方改革に関すること。
- (6) その他人事及び労務に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副病院長（総務・経営・企画担当）
 - (2) 副病院長（人事労務担当）
 - (3) 地域連携を担当する病院長補佐
 - (4) 内科系の診療科長 2人
 - (5) 外科系の診療科長 2人
 - (6) 医療情報部長
 - (7) 薬剤部長
 - (8) 看護部長
 - (9) 医療技術部長
 - (10) 医学・病院事務部長
 - (11) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第4号、第5号及び第11号に規定する委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号及び第2号の委員のうちから病院長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第8条 委員長は、委員が都合により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理者を委員会に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(医師労働時間短縮計画管理委員会)

第10条 委員会に、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医師の労働時間の短縮に関する計画の作成、検討及び推進を審議する大分大学医学部附属病院医師労働時間短縮計画管理委員会(以下「医師労働時間短縮計画管理委員会」という。)を置く。

2 医師労働時間短縮計画管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この細則の施行後、最初に指名される第3条第1項第4号、第5号及び第11号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

3 大分大学医学部附属病院医師労働時間短縮計画管理委員会細則(令和4年医学部附属病院細則第1-4号)は、廃止する。